

平成23年度 第3回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成23年6月6日（月）午前10時～10時45分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員 高橋 敬一（委員長職務代理者）
委員 中原 都

【事務局職員】

事務局長 西山 秀雄 次長 加賀田 啓
給与課長 稲田 将 副主幹 懸樋 順一
副主幹 新高 謙一 副主幹 遠藤 公亮

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 平成23年職種別民間給与実態調査の実施に係る専決処分の承認について

議案第3号 職員の昇任選考に係る専決処分の承認について

<協議等事項>

1) 全人連公平審査事務研修会の研究テーマの回答について

5 議事の公開・非公開

議案第3号及び協議等事項を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

県議会から意見聴取のあった条例案について、以下のとおり回答しようとするもの。

① 条例案の名称

議案第7号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について

② 条例案の概要

(1) 改正理由

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員のうち、企業職員である派遣職員及び単純労務職員である派遣職員以外のものに支給される給与について、派遣先機関から支給される報酬の額を踏まえ、当該職員が外務職員であるとした場合に支給されることとなる給与の水準を超えない範囲内で、その支給割合を100分の70未満にも設定できるよう改正を行う。

(2) 内容

ア 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に派遣先で「報酬」が支給されないとき、又は派遣先の報酬年額が「外務職員給与年額」に満たないときは、外務職員給与年額を超えない範囲で、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当の「全部又は一部」を支給する。

イ 「報酬」「外務職員給与年額」の具体的内容及び「支給割合、支給額の算定方法」は、人事委員会規則で定める。

(3) 施行期日

施行期日は、平成23年7月1日とする。

③ 条例案に対する人事委員会の判断（案）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給される給与について、国家公務員の基準の見直しに伴い、支給割合を100分の70未満にも設定できるようにすることで、派遣先の報酬年額と給与年額の合計額が外務職員給与年額を超えないようにするものであり、本条例案について異議はない。

【質 疑】

委 員

当然の改正だと思う。

ところで、比較する外務公務員給与年額には、在勤基本手当等が入っている。よって、上限と言っても高い水準と比較しているのではないか。

事務局

外務公務員については、外務公務員として海外勤務に必要な経費を賄うために相当の手当が支給されている。

ただし、現在、実際に派遣されている職員に支給される給与は、県の給料、扶養手当、住居手当、期末手当の全部又は一部のみである。

よって、外務公務員よりかなり少なくなるというのが現実である。

2 議案第2号

平成23年職種別民間給与実態調査の実施に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり平成23年職種別民間給与実態調査の実施に係る専決処分を行ったので報告するとともに承認を求めようとするもの。

① 専決処分の理由

共同調査者である人事院が、東日本大震災の発生に伴い延期されていた当該調査の実施を平成23年5月20日に急遽決定したことに伴い、当委員会としても、円滑かつ適正な調査の実施に向けて、速やかに当該調査の実施に係る諸準備を行う必要があり、人事委員会を開催するいとまがなかったため。

② 専決処分日 平成23年5月26日

③ 専決処分の内容

平成23年職種別民間給与実態調査の実施について

I 目的

県職員の給与と県内民間事業所職員の給与とを比較検討する資料を作成するため、人事院等と共同で職種別民間給与実態調査を実施する。
(全国の調査結果を集計したものは国家公務員の給与との比較の資料となる。)

II 調査対象

(1) 調査対象事業所

平成23年4月現在における県内の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の203事業所

企業規模…調査対象事業所も含めた企業全体の規模

事業所規模…調査対象事業所の規模

(2) 調査事業所 140事業所

(3) 調査事業所の選定

調査対象事業所の中から人事院が無作為抽出。なお、実施調査の結果、規模要件等を満たさないことが判明した場合には対象外となるが、それに代わる予備の事業所を調査することもある。

III 調査期間

平成23年6月24日(金)から8月10日(水)まで

IV 主な調査内容

- ・本年4月分の個人別給与の支給状況(職種別、年齢別、学歴別、性別)
 - ・初任給の支給状況(職種別、学歴別)
 - ・昨年8月から本年7月までに支払われた賞与及び臨時給与の支給状況(支給総額、支給人員等)
 - ・雇用調整の状況
 - ・高齢者雇用施策の状況
- など

V 調査方法

人事委員会事務局職員が調査事業所を訪問し、調査する。

なお、調査対象事業所のうち、27事業所については、人事院(本院・地方事務局)又は調査場所を管轄する他の人事委員会が調査する。

また、本店が本県にあり他県に支店がある企業で、支店の調査を本店で行うこととしている企業の調査事業所については、本県が調査を担当する。(3事業所分)

3 議案第3号

職員の昇任選考に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

4 協議等事項(その1)

全人連公平審査事務研修会の研究テーマの回答について、事務局が説明し、協議した。

7 次回の人事委員会の開催

平成23年6月20日(月)午前10時から開催することとした。